

償却資産のご案内

【償却資産とは】

事業を行っている方が、その**事業のために**所有している資産（構築物・機械・器具及び備品等）などで、土地や家屋と同じように固定資産税が課税されます。

【対象者】

個人・法人を問わず、**毎年1月1日（賦課期日）現在**、町内で事業を行っている方が対象です。（自己所有以外で、リース物件などは貸付者が納税義務者の場合もあります。）

【申告が必要な価額等】

取得価額が10万円以上の資産が対象ですが、償却方法（中小企業特例、個別減価償却など）によっては、10万円未満の資産も対象となる場合があります。

【課税事務の流れ】

1 2月中に申告書提出依頼を発送

（償却資産は、土地や家屋と異なり登記制度が無いことから、申告をもとに評価を行います。）



1月末までに、申告書提出

（1月1日現在に所有している、個々の資産状況、取得日・取得価格・耐用年数等の記載をお願いします。）

***増加、減少資産はそれぞれ提出をお願いします。**（減少資産の提出が無い場合、前年度の資産について、未申告なのか減少なのか分からぬ為、課税誤りになってしまいます。）



申告書に基づき、価格決定を行い、償却資産課税台帳に登録

課税標準額×税率（1.4%）=税額

*原則評価額が課税標準額となります。

*同一所有者について、課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

評価額等の最低限度額=取得価額または改良費の5%相当額



4月上旬頃、納税通知書発送

一括納付または4期期別納付となります。（4月・7月・12月・2月）

（裏面に続く）

【対象資産】

土地・家屋を除く、税務会計上、減価償却の対象資産となる事業用の有形資産です。

～資産の種類と主な償却資産～

| 資産の種類 | | 主な償却資産の例示 |
|-------|------------|---|
| 第1類 | 構築物・建物附属設備 | 受変電設備、自家発電設備、広告塔、駐車設備、門、塀、煙突、庭園、緑化設備、舗装路面など |
| 第2類 | 機械及び装置 | 太陽光発電設備（10 kW以上）、モーター、旋盤、ボール盤、ボイラ、プレス、コンベア、土木建設用機械（ブルドーザー・パワーショベル・ロードローラーなど）、林業用機械（グラップル・フォワーダ・ハーベスターなど）、農業用機械（トラクター・田植機・稲刈機など） |
| 第3類 | 船舶 | ボート、船舶、クルーザーなど |
| 第4類 | 航空機 | ヘリコプター、グライダーなど |
| 第5類 | 車両及び運搬具 | 大型特殊自動車（農耕作業用は最高速度が35 km/h以上のもの その他の車両は、長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m、最高速度15 km/hをひとつでも超えるフォークリフトなど）、各種運搬車など ※自動車税、軽自動車税の対象となるものは除く |
| 第6類 | 工具・器具及び備品 | パソコン、医療用機器、歯科診療ユニット、理容・美容機器、看板、ネオンサイン、厨房機器及び用品、冷凍・冷蔵庫、机、椅子、ロッカー、応接セット、陳列ケース、ガス湯沸器等ガス機器、テレビなどの映像音響機器、室内装飾品、絨毯・カーテン、計算機、複写機、レジスター、光学機器、遊戯機器、自動販売機、放送機器、各種工具、観賞用・興行用の生物、金庫、事務用機器など |

～アパート・共同住宅等を経営されている方～

| 資産の種類 | | 主な償却資産の例示 |
|------------|--|-----------|
| 構築物・建物附属設備 | 受変電設備、自家発電設備、屋外給排水設備、駐車場、門、塀、緑化施設、舗装路面、自転車置場、ゴミ置場、簡易物置（基礎無し）など | |
| 機械及び装置 | 太陽光発電設備（10 kW以上）など | |
| 工具・器具及び備品 | 壁掛け式ルームエアコン、看板など | |

【申告書の提出先及びお問合せ先】

〒791-1201 愛媛県上浮穴郡久万高原町久万 212 久万高原町役場

住民課 税務収納係（内線 124）

電話番号 0892-21-1111

FAX 番号 0892-21-2860